

預けて安心!

自筆証書遺言書保管制度

手続には
予約が必要です。

インターネットまたは電話での予約が可能です。

※申請予定日の3日前～1か月前に予約をお願いします。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書の
保管申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。



遺言書ほかんガルー

水戸地方法務局管内の遺言書保管所

本局 供託課 TEL. 029-227-9917

日立支局 TEL. 0294-21-2253

常陸太田支局 TEL. 0294-73-0221

土浦支局 TEL. 029-821-0792

龍ヶ崎支局 TEL. 0297-64-2607

鹿嶋支局 TEL. 0299-83-6000

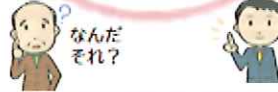
下妻支局 TEL. 0296-43-3935

※遺言書の保管申請は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する保管所に申請することが可能です。
(詳しくは水戸地方法務局ホームページへ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>

水戸地方法務局



⑤ 自筆証書遺言書保管制度



そこで始まったのが...

- ① 相続人に発見されないことがある。
- ② 紛失や改ざんのおそれがある。

④ 自筆の遺言書にはこんな問題が指摘されています。

遺言書も書けたしこれで完璧じゃ!

終活

思い立って始めた終活

自筆証書遺言書保管制度とは?

法務局で本人確認をした上で適正に保管する制度です。

この制度を利用するメリットは?

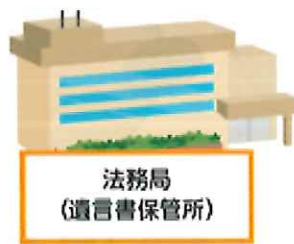
- ・ 紛失や改ざんのおそれなし
- ・ 家庭裁判所の検認が不要
- ・ 保管の事実を相続人等へ通知



遺言者の手続

遺言書の保管の申請

- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。



保管の申請に必要なもの

- ご自身で作成した遺言書
- 申請書
- 添付書類 (本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)
- 本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料 (3,900円)

※申請書の様式は、法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局の遺言書保管所窓口にも備え付けられています。

遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます (有料)。

遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合、又は遺言書の閲覧をした場合

通知



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。